

○構造改革特別区域法（抄）

平成十四年十二月十八日
法律 第百八十九号

〔平成二十一年法律第三十三号による改正前のもの〕

（刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等の特例）

第十一条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、当該構造改革特別区域内にある関係機関及び関係団体との緊密な連携が確保されていることその他の事情を勘案し、その施設の運営に民間事業者の能力を活用することとしても刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）その他の法律の規定による被収容者の収容及び処遇に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれなく、かつ、これを促進することにより将来にわたるその安定的な運営に資するものとして法務大臣が定める要件に該当するものをいう。以下この条及び別表第一号において同じ。）が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における雇用機会の増大その他地域経済の活性化を図るため、当該特定刑事施設において当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有する民間事業者の能力を活用した運営が促進されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定刑事施設の長は、当該特定刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長（以下この条において「管轄矯正管区長」という。）の登録を受けた法人（当該構造改革特別区域内に事務所又は事業所を有するものに限る。）に、当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における事務のうち、次に掲げ

るものの全部又は一部を委託して行うことができる。

- 一 収容の開始に際して行う被収容者の着衣及び所持品の検査、健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律百十四号）第五十三条の二第一項の規定によるものを含む。第四号において同じ。）、写真の撮影並びに指紋の採取の実施
 - 二 受刑者の分類のための調査の実施
 - 三 被収容者の行動の監視及び施設の警備（被収容者の行動の制止その他の被収容者に対する有形力の行使を伴うものを除く。）
 - 四 被収容者の着衣、所持品及び居室の検査並びに健康診断の実施（第一号に掲げるものを除く。）
 - 五 被収容者に課す作業に関する技術上の指導監督及び職業訓練の実施
 - 六 被収容者による文書及び図画の閲読の許否の処分をするために必要な検査の補助
 - 七 被収容者に係る信書の発受の許否の処分をするために必要な検査の補助（信書の内容に触れる者には当該信書の発受に係る個人を識別することができないようにすることその他の個人情報 の適正な取扱いを確保するための方法として法務大臣が定める方法によるものに限る。）
 - 八 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施
 - 九 被収容者の領置物（金銭を除く。）の保管
 - 十 その他前各号に掲げる事務に準ずるものとして政令で定める事務
- 二 前項の登録は、法務省令で定めるところにより、委託を受けて同項各号に掲げる事務を行おうとする法人の申請により、その事務の範囲を限って行う。

3 管轄矯正管区長は、前項の規定による申請をした法人が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。

一 当該申請に係る事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び能力並びに経理的基礎を有する者であること。

二 第六項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。

三 役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。第五項において同じ。）のうち次に次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、又は第八項の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者

4 特定刑事施設の長は、第一項の規定による委託をしたときは、その委託を受けた法人（以下この条において「受託者」という。）に対し、当該委託に係る事務（当該事務の適正な実施を確保するために受託者が行うべき監査の事務を含む。以下この条において「委託事務」という。）の実施の基準その他必要な事項を指示ものとする。

5 特定刑事施設の長は、受託者又は委託事務従事者（受託者の役員又は職員その他の委託事務に従事する者をいう。以下この条において同じ。）が、第七項若しくは第八項の規定に違反し、前項の規定により特定刑事施設の長が示した事項に違反し、又は委託

事務に関し他の法令の規定に違反した場合において、委託事務の適正な実施が害されるおそれがあると認められるときは、受託者に対し、当該委託事務従事者を委託事務に従事させない措置その他の必要な措置をとるべきことを指示することができる。

6 管轄矯正管区長は、第一項の登録を受けた法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて委託事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正な手段により第一項の登録を受けたとき。

二 第三項第一号又は第三号のいずれかに該当しないこととなつたとき。

三 この条の規定若しくはこれに基づく命令又は前項の規定による指示に違反したとき。

7 受託者は、第三項第三号イからハまでのいずれかに該当する者を委託事務に従事させてはならない。

8 委託事務従事者又は委託事務従事者であつた者は、その委託事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 委託事務従事者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

10 前各項に定めるもののほか、委託事務の実施に関し必要な事項は、法務省令で定める。

11 第八項の規定に違反して委託事務に関して知り得た秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十一条の二 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内に特定刑事施設（刑事施設のうち、その施設内に国が開設した病院又は診療所（以下この条において「病院等」という。）の管理を公的医療機関開設者等（当該地方公共団体又は医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する者その他政令で定

める者であつて当該地方公共団体が指定するものをいう。以下この条において同じ。)に行わせることが当該特定刑事施設並びにこれに附置された労役場及び監置場における被収容者に対する適正な医療の確保に資するものと認めて法務大臣が指定したものをいう。以下この項及び別表第一号の二において同じ。)が所在し、かつ、当該構造改革特別区域内における医療の充実に図るため、当該特定刑事施設の建物の一部、設備、器械及び器具(以下この項において「診療設備等」という。)が被収容者以外の者に対する医療の提供のために利用されることが必要であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国は、公的医療機関開設者等に委託して当該特定刑事施設内の病院等の管理を行わせるとともに、被収容者の診療に支障のない範囲内で、当該公的医療機関開設者等に当該特定刑事施設の診療設備等を被収容者以外の者の診療のために利用させることができる。

2 法務大臣は、前項の委託に係る病院等の管理の適正を期するため、公的医療機関開設者等に対して、当該委託に係る事務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

3 第一項の委託に係る病院等の管理の事務に従事する医師その他の従業者又はこれらであつた者が、当該事務の遂行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。